

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 小太刀 顧報

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
63751SJ00470		63791AE5002 0001				2026E-25				
品名 または 件名										
足寄分屯地毎木調査役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							1		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
足寄分屯地				足寄分屯地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
足寄弾薬支処総務科営繕班				令和9年3月31日（水）						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
足寄弾薬支処会計科事務室
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月21日（水）10時00分 足寄分屯地会計科入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「D」以上の格付けを有する者で、北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結の応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

- (1) 契約書は作成する。但し、契約金額が50万円を超えない場合は作成を省略できる。
- (2) 適用する契約条項は自衛隊標準契約書「役務請負契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

6 落札決定方式

- (1) 総額とし当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 再度の入札が生じた場合は直ちに実施する。下記7（5）による郵便による入札がある場合は令和8年10月28日（水）13時30分から実施する。再度の入札に郵便で参加する場合は、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和8年10月28日（水）13時00分までに足寄分屯地足寄弾薬支処会計科に必着させること。

7 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 入札者は次の文面を入札書下部等余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (5) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知（写）と共に「**足寄分屯地毎木調査役務入札書在中**」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和8年10月20日（火）17時00分までに北海道補給処足寄弾薬支処会計科に必着させること。この際、**下記担当者に電話にて到達の確認**を行うこと。
- (6) 書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
- (7) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒089-3725 足寄郡足寄町平和173番地
陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 会計科 担当：鎌塚
TEL 0156-25-5811 内線 347
- (8) 仕様書に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 総務科営繕班 担当：上屋敷
TEL 0156-25-5811 内線 241

8 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：足寄分屯地足寄弾薬支処会計科
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間：令和8年9月16日（水）～令和8年10月21日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得な事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続う。」）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事の他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：63791AE5002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
足寄分屯地毎木調査役務	2026E-25	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 8 年 9 月 1 4 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する足寄分屯地毎木調査役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書は防衛省整備計画局制定の「立木調査要領について」（防整整第15717号（H27.10.1））を準拠とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務は、発注者が管理する敷地内の立木のうち、一部の範囲において支障木・風倒木及び伐採木搬出に伐採が必要となる立木数量等を調査するものである。

2.2 役務実施場所

足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

2.3 役務実施日等

- 本工期には、工期期間中の日曜日、土曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議する。

2.4 諸手続き等

- 本役務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きが必要な場合は、原則として受注者において迅速に処理しなければならない。また、関係官公庁その他に交渉を要するとき、あるいは交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとし、諸手続きに必要な費用は受注者負担とする。
- 受注者は調査実施に当たり、国有、公有又は私有の土地に立入る場合はあらかじめ当該土地の所有者にその旨を通知しなければならない。
- 履行場所において関係法令を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、火災の防止、環境保全、その他について十分に注意を払わなければならない。
- 災害または事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとるとともに、その経緯を監督官に報

告するものとする。

2.5 資格等

役務実施において管理技術者を定めるものとし、管理技術者の資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 技術士（林業部門（林業））
- 2) 林業技士（林業経営及び森林評価部門）
- 3) 森林管理局、森林管理署（営林署等林野庁組織含む）において、10年以上又はほかの官公署、森林組合等において15年以上勤務し、立木調査の経験を3年以上有するもの。
- 4) 森林管理局長等が上記と同等以上の能力を有すると認めるもの。

2.6 提出書類

a) 調達要領指定書（特記仕様書）で示すもののほか、実施計画書を作成し監督官へ提出するものとする。実施計画書に記載すべき事項は次の通りとする。

- 1) 工程表
- 2) 現場組織表
- 3) 主要業務の調査検討方法
- 4) 安全管理
- 5) 資格を証明できるもの。
- 6) その他

b) その他、監督官が示すもの。

3 その他の指示

3.1 役務写真

調査範囲の外観、風倒木は全箇所（集中箇所は外観）とし、主要な調査業務の状況を撮影し、A4－S版に整理し発注者へ提出するものとする。

3.2 秘密保全及び安全管理

3.2.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は役務終了後、保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

3.2.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

3.3 疑義

本役務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

3.4 補償

役務実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。

3.5 分屯地への立入

- a) 受注者は役務実施期間中の敷地内での行動は発注者の規制（部隊規則）及び関係者の指示を厳守するものとする。
- b) 役務実施地域以外の立入を禁止する。

調 達 要 領 指 定 書 (特記仕様書)	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 A E 5 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 4 日
	作 成 部 課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 4 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 2 5

指 定 事 項

1 役務概要

1.1 役 務 名：足寄分屯地毎木調査役務

1.2 役務場所：北海道足寄郡足寄町平和173番地 陸上自衛隊足寄分屯地

1.3 工 期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日

1.4 役務概要：次のとおり

No.	役務種別（内容）	数量
1	指定範囲（境界内側）の柵フェンス沿い14,700㎡（長さ約550m×幅30m）の毎木調査	1式
2	調査範囲内（約51,500㎡）の風倒木（傾斜木含む）の毎木調査	1式
3	伐採木搬出経路（幅3m）において伐採が必要となる範囲の毎木調査	1式
4	伐採木の搬出経路及び土場配置検討	1式
5	調査区域図（林相区分）、ナンバーテープ使用状況図の作成	1式
6	風倒木の配置図作成	1式
7	伐採木搬出経路及び土場の配置図作成	1式

2 立木調査

2.1 調査対象立木

- 調査対象の立木は、針葉樹、広葉樹ともに地上高120cmの位置で直径6cm以上のものとする。
- 風倒木（傾斜木含む）は、根元から120cmの位置で直径6cm以上のものとする。
- 指定範囲の柵フェンス沿いの立木（図2参照）
- 風倒木を搬出する経路にて支障となる立木
- 伐採木を搬出する経路にて支障となる立木

2.2 測定

- 立木の直径は、地上高（傾斜地においては、山側の地際からの高さをいう。）120cmの位置で測定し、単位は2cm括約とする。
- 樹高は、樹幹に沿い地上（傾斜地においては、山側の地際）から梢頭までの全長を測定し、メートル未満を四捨五入するものとする。
- 立木の数量が多く、かつ、同一直径の立木の樹高が概ね均等であると認められる場合には、各直径階ごとに数本の標準木を選定し、その樹高の測定結果で得られる数値を各直径階ごとの立木の樹

高とすることができる（樹高曲線の利用も可能）。

2.3 表示等

- a) 測定した立木には、胸高付近の箇所にナンバーテープ（ピンク色）の貼付け及びスプレー等（標識テープ含む）にて色付けし識別可能とする。スプレー等の色付け区分は次による。
 - 1) 赤色：測定箇所において直径10cm以上の立木（2cm括約で10cmとなるもの）
：測定箇所において直径10cm以上の風倒木で生被木となるもの。
 - 2) 青色：測定箇所において直径10cm未満の立木・風倒木
：測定箇所において直径10cm以上の風倒木であって枯被木となるもの。
- b) ナンバーテープの貼付け位置は柵フェンス方向に貼付ける。
- c) スプレーによる色付けは、ナンバーテープ周辺に識別可能な大きさで円を表示する。また標識テープを使用する場合は、ナンバーテープ周辺に幹を一周させ縛り付ける。その他の方法にて識別表示する場合は監督官に承諾を得るものとする。
- d) 選定した伐採木搬出経路には木杭を設置（間隔は適宜）し、任意の番号等を書き込むものとする。

3 調査結果の整理

- a) 調査区域毎に直径及び樹高の測定値を立木調査野帳（様式2）に整理する。その際、立木と風倒木に区分し、生被区分を合わせて記載する。
- b) 立木調査野帳（様式2）の結果を基に、材積計算表（様式3）を整理する。その際の区分は次による。
 - 1) 立木と風倒木を区分
 - 2) 調査区域（林相）で区分
 - 3) 樹種
 - 4) 直径10cm以上と10cm未満で区分
 - 5) 生被木と枯被木を区分
- c) 上記の結果を基に立木調査集計表（様式1）に整理する。
- d) 発注者が示す各調査表（様式1～3）以外のもを使用する場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。
- e) 立木に貼付けたナンバーテープ番号及び位置等を明記したナンバーテープ使用状況図を作成する。
- f) 伐採木搬出経路、土場、風倒木の搬出経路は最短で最適位置を選定し、配置図を作成する。

4 成果品

- a) 立木調査集計表（様式1）
- b) 立木調査野帳（様式2）
- c) 材積計算表（様式3）
- d) ナンバーテープ使用状況図
- e) 調査区域図（林相区分）
- f) 風倒木配置図
- g) 伐採木搬出経路及び土場配置図
- h) その他

立木調査集計表

[illegible]

立木調査野帳
【立木】

調査 年 月 日

調査者氏名

	ナンバー・ブ 番号		生 被	樹 種 名	材 種	直径 (cm)	樹高 (m)	単材積	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									

※ 樹種名欄への「他L」表記はしない。

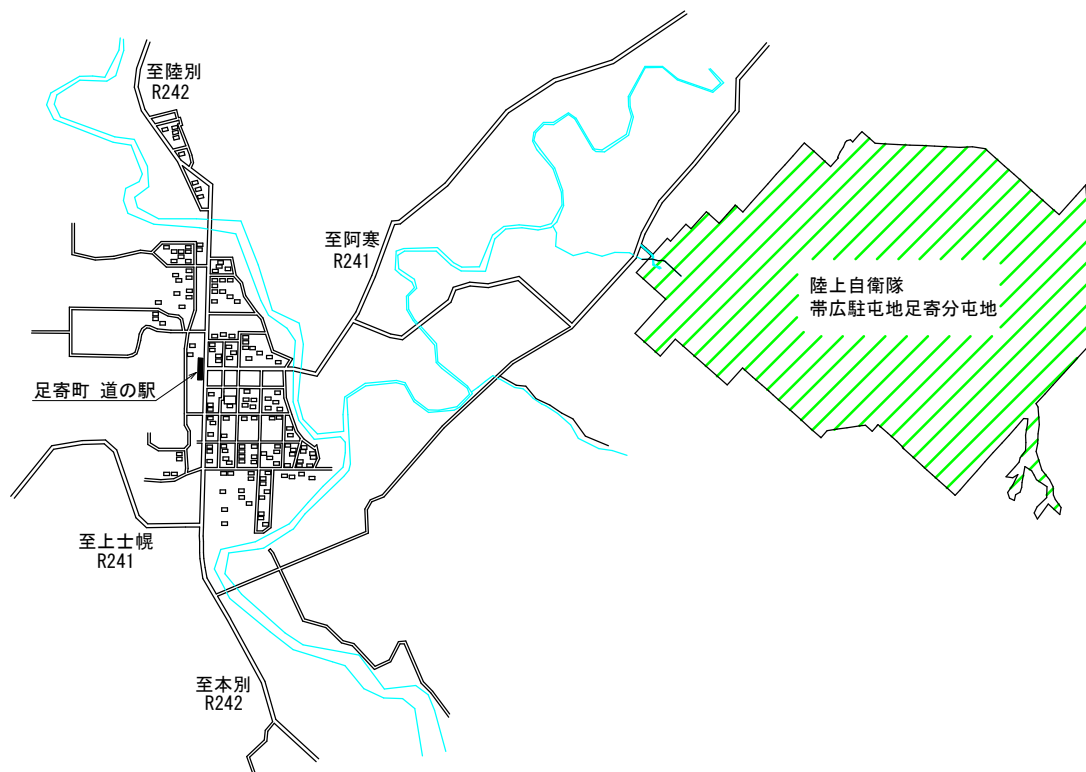
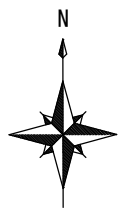
立木調査野帳
【風倒木】

調査 年 月 日

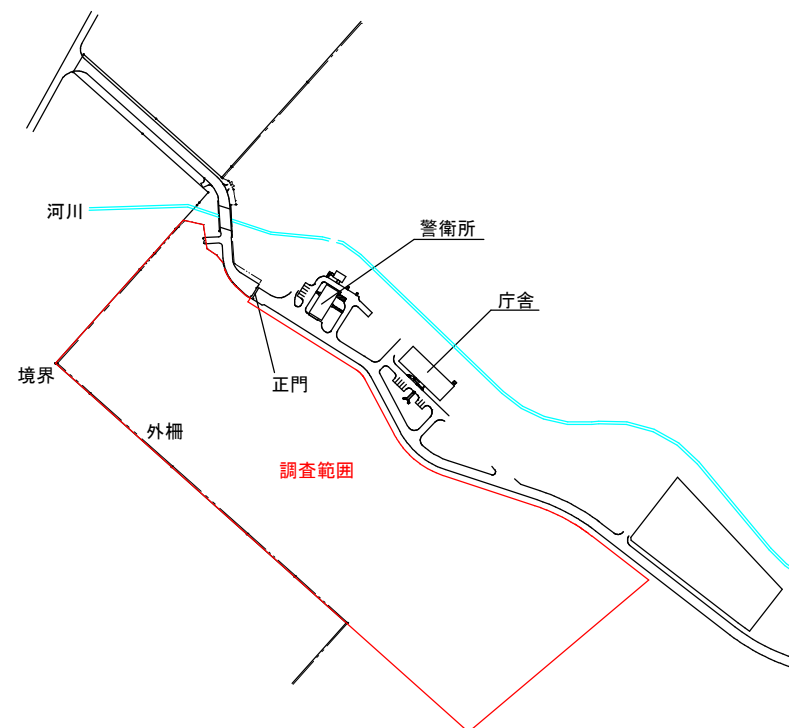
調査者氏名

	ナンバー・ブ 番号		生 被	樹 種 名	材 種	直径 (cm)	樹高 (m)	単材積	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									

※ 樹種名欄への「他L」表記はしない。



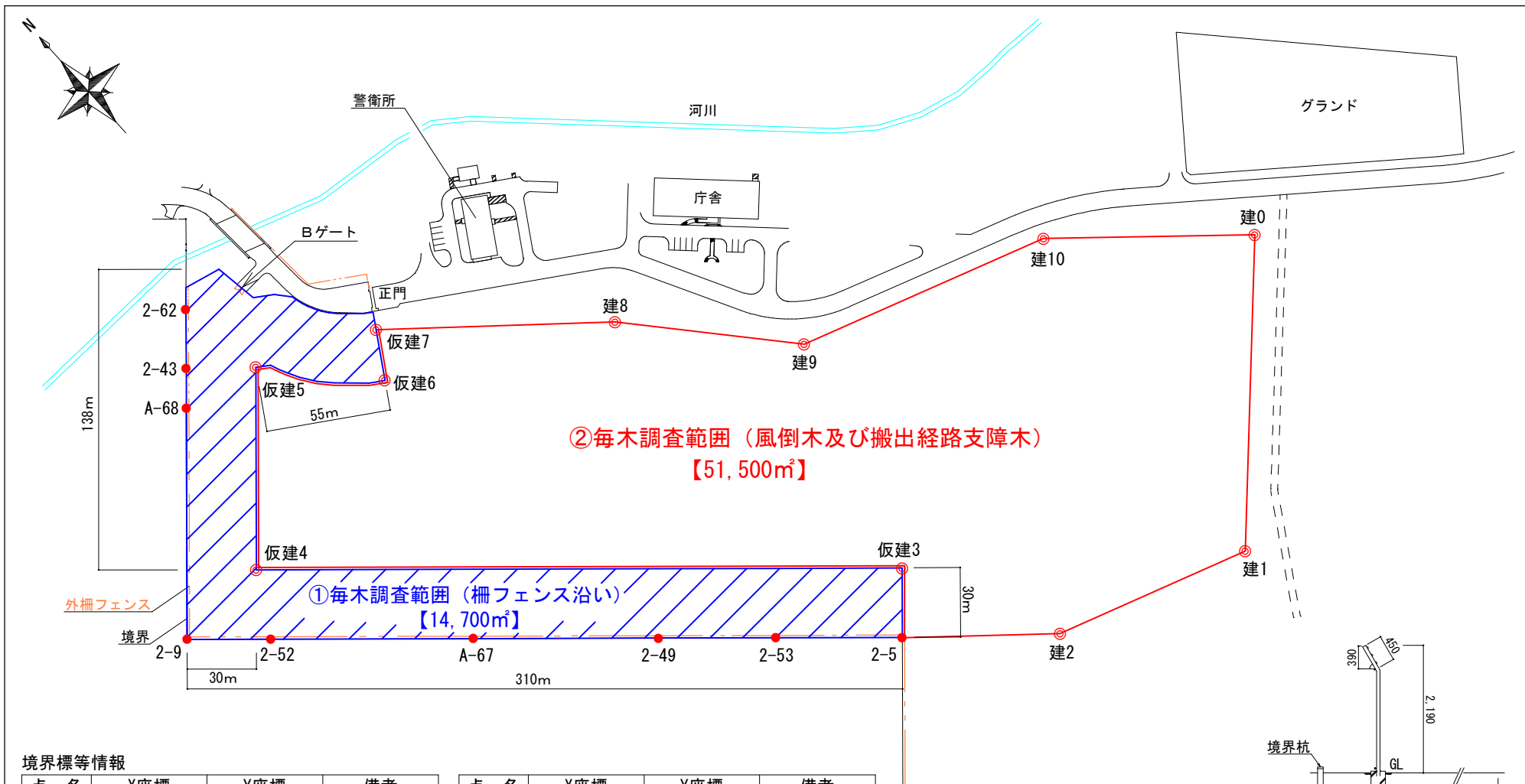
案内図



調査範囲
庁舎より南西の範囲
(伐採予定地の立木及び風倒木)

配置図

仕様書番号	2026E-25	図名	案内・配置図
図番	図1	縮尺	
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	用紙	A-4
作成	総務科営繕班	役務名	足寄分屯地毎木調査役務



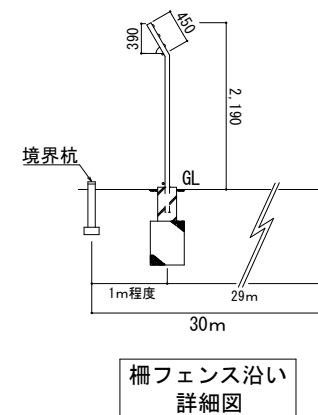
境界標等情報

点 名	X座標	Y座標	備考
2-5	-83,507.18	-52,974.11	
2-53	-83,470.74	-53,014.88	
2-49	-83,436.88	-53,052.75	
A-67	-83,383.56	-53,112.39	
2-52	-83,325.34	-53,177.53	
2-9	-83,301.18	-53,204.56	
A-68	-83,226.62	-53,137.92	
2-43	-83,213.75	-53,126.41	
2-62	-83,192.74	-53,107.63	
-			

点 名	X座標	Y座標	備考
建0	-83,479.333	-52,744.323	
建1	-83,578.272	-52,838.719	
建2	-83,551.388	-52,922.197	
仮建3	-83,484.721	-52,952.709	※木杭位置の誤差が大
仮建4	-83,298.712	-53,160.789	※木杭位置の誤差が大
仮建5	-83,234.401	-53,103.311	※木杭位置の誤差が大
仮建6	-83,274.986	-53,066.066	※木杭位置の誤差が大
仮建7	-83,256.160	-53,054.269	※木杭位置の誤差が大
建8	-83,322.638	-52,975.216	
建9	-83,383.991	-52,920.447	
建10	-83,419.550	-52,813.337	

凡 例

●	既設コンクリート杭
○	木 杭



※表内の座標値は平成5年の値及び簡易機器での計測値であるため、数メートルの誤差を見込む。

仕様書番号	2026E-25	図 名	調査範囲詳細図
図 番	図2	縮 尺	
部 署 名	北海道補給処 足寄弾薬支処	用 紙	A-4
作 成	総務科宮緒班	役 務 名	足寄分屯地毎木調査役務